

令和6年（2024年）3月14日

熊本港第二次分譲地の整備の着手について

令和6年度当初予算の成立に伴い、熊本港第二次分譲地（13ha）のうち、一部の区画について、令和6（2024）年度から先行して整備に着手します。また、当分譲地への進出に関心のある企業等からの相談受付も開始します。

1 整備内容

区画の造成（先行分譲区画：2～3ha）
道路施設、上下水道施設

2 分譲対象業種

製造業及び運輸業

3 分譲対象企業の選定基準

成長性及び安定性を見込める企業で、以下の項目を基準として県が適当と認めたもの。ただし、事前に熊本市からも意見を聴取します。

- ① 今後造成する区画を分割せず購入すること（複数区画も可）
- ② 現金で一括購入すること
- ③ 熊本港を活用するとともに地域振興への貢献が見込まれること
- ④ 県の施策の方向性に合致する取組みが見込まれること

※ なお、上記③及び④については、これまでの実績も考慮します。

【問い合わせ先】

（整備に関すること）

熊本県港湾課 布田、廣川（内線 53841、53847）

TEL：（直通）096-333-2516

（分譲に関すること）

熊本県企業立地課 松岡、清崎（内線 51542、51562）

TEL：（直通）096-333-2514

【参考：イメージ図】

